

青森県教育委員会第729回定例会会議録

期 日 平成21年10月7日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 報告第2号 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県個人情報保護審査会への諮問について
- 報告第3号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
- 議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について…………… 原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成21年10月7日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時10分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、清野委員
- ・書記
相坂譲、坂本雄大

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 山谷参事・教育政策課長)

このたびの案件は、去る9月24日に開会されている県議会第259回定例会に提出された「平成21年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」及び「青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したので報告するとともに、同意した議案の内容について説明する。

はじめに、1の補正予算案にも関係するため、2の「青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例案」から説明する。

この条例は、経済・雇用情勢の悪化に伴う保護者の失職等により、高等学校等の生徒について、学費の滞納などの経済的理由により修学が困難となることが懸念されることから、高等学校等の生徒の授業料減免補助や奨学金貸与事業に対する緊急支援として国から交付される「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を活用し、経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の就学機会の確保を図るための基金を設置するためのものである。積立金は、5億8,086万9千円を予定している。

次に、1の「平成21年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」について説明する。

今回の補正予算の歳出予算額は、27億5,695万8千円の増額である。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,495億3,211万5千円となり、一般会計予算総額の20パーセントを占めることとなる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて説明する。

まず、教育行政費において、先ほど説明した基金の設置に要する経費として5億8,086万9千円を計上するとともに、同基金を活用し、高校奨学金貸与業務の拡充に要する経費として1億5,816万8千円を計上している。

また、教育振興費において、環境・エネルギー産業を支える人材の育成に資するため、環境・エネルギー教育実習設備等の整備に要する経費として2億973万8

千円を計上するとともに、県立学校の耐震化を推進するため、青森県立八戸高等学校等 8 校に係る県立学校体育館老朽改築等事業に要する経費として、学校建設費において 17 億 688 万 9 千円、青森聾学校等 4 校の寄宿舍などの耐震診断に要する経費として、特別支援学校費において 1,356 万 1 千円をそれぞれ計上している。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(高橋委員)

民主党政権に代わって国の予算が見直しされているとの新聞報道があるが、この基金は大丈夫なのか。

(山谷参事・教育政策課長)

これまで、40 を超える基金の見直しの新聞報道や、20 億円を超える補正予算の執行停止などのニュースが流れているが、その具体的な中身については県に情報が入っていない。したがって、5 億 8 千万円ほどの基金に要する経費がどうなるのかということに対して答える段階ではないが、着手した事業については執行停止させないとの話も出ていることからこのとおり執行させていただければありがたいと思っている。

(清野委員)

民主党の政策集を見ていると「教育監査委員会」というものがあるが、これはいかなるものか。また、設置されるとなれば、今の教育委員会はどうなるのか。

(細越理事)

前政権のうちに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を作っているようであるが、これから検討を重ねていく段階であり、法案としてどのような形になるのかまだ不明である。民主党の原案は示されているようであるが、そのまま法案として提出されるとは限らないため、我々としても状況を見守るしかないと思っている。

(清野委員)

法案が可決されてから施行までどのくらいの期間があるのか。

(細越理事)

法律の施行方法は、さまざまなものがある。可決後すぐに公布・施行されるもの

や施行まで半年くらいの期間をおくものなどさまざまである。したがって、これについてもどのような法案になるのか見守るしかない。

(鈴木委員長)

奨学金についてであるが、青森県も厳しい状況で、子供に学費も出せないという状況が多くなるかと思うが、申し込みが予算を上回った場合はどうなるのか。

(佐藤教職員課長)

現在、青森県育英奨学会というところに高等学校の奨学金の事務を行ってもらっている。県内の奨学生数は約3,000名となっている。今回の補正予算は約600名分の追加募集のための基金となるので、十分な数であると思っている。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、報告第1号は了解した。

報告第2号 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県個人情報保護審査会への諮問について
(非公開の会議につき記録別途)

報告第3号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について
(事務局説明 岡田文化財保護課長)

このたび、青森県立郷土館協議会委員の任期が、平成21年10月11日をもって満了となるので、新たに12名を委員に任命するものである。

委員の構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者の各分野から4名ずつ、計12名となっている。

このうち、社会教育関係者4名については、これまでと同様に公募し、書類選考の結果、有谷元子氏、長谷川美保子氏、坂田武博氏及び齋藤光子氏の4名を、新たに委員に任命するものである。

また、学校教育及び学識経験者の委員については、8名全員が再任となっている。
なお、委員の任期は平成21年10月12日から、平成23年10月11日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

9月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。